

別紙1. 語句の定義

本計画における語句について下記表のとおり定義する。なお、「日本ジオパークネットワークの自然資源保全に関する指針（以下、保全指針という）」との対応も併せて記載した。

語 句	定 義
見どころ	ジオパークエリア内において地形・地質的価値、生物的価値、または歴史文化的価値を持つ特徴的な事象を見ることができる特定の地点。見どころ（ジオ）、見どころ（自然）、見どころ（文化）の総称。 （図上では面ではなく点として表示する） ※保全指針における「サイト」と同義
ローカルエリア	地域を特徴付ける「見どころ」が包含され、一体的なまとまりをもつ地域範囲。保護保全管理上の単位として便宜的に設定されたもの。 （明確な範囲の線引きなし）。
エリア	複数のローカルエリアが包含され、より広域の地名等で示される地域範囲。（明確な範囲の線引きなし）。
ジオパーク保全推進区域	見どころ（ジオ）の保護保全に資する法令（自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、景観法）に基づき、土石の採取、鉱物の掘削等が規制される区域。
地形地質遺産	ジオパーク保全推進区域内に位置し、見どころ（ジオ）を含む区域。 ※現時点では、明確な範囲の線引きはされていない。
見どころ（ジオ）	地形・地質学的価値が認められている見どころ。ジオパーク保全推進区域内に位置していることが必要。 ※保全指針の「ジオサイト」を「見どころ（ジオ）」として整理
見どころ（自然）	生物的価値が認められている見どころ。現時点では法的保護の有無は問われていない。 ※保全指針の「自然サイト」を「見どころ（ジオ）」として整理
見どころ（文化）	歴史文化的価値が認められている見どころ。現時点では法的保護の有無は問われていない。 ※保全指針の「文化サイト」を「見どころ（文化）」として整理
視点場	価値を持つものを見るために良好な場所 ※保全指針のビューポイントと同義